

* 学校だより *

令和2年(2020年)6月11日

【第3号】

豊中市立北条小学校

校長 山本 惠信

全児童数 640人(6/3現在)

つながり



来週から本格的に学校生活を再開します!

6月1日から始まり「スタートアップ期間」は1日おきの分散登校となりました。家庭からの送り出し、見送り、お迎え、加えて登校していない児童の家庭学習のサポートなど様々ご協力いただき、ありがとうございました。(登校班の分け方についていただきましたご意見は、今後に生かさせていただきます。)この間、PTA生活指導委員さん、子どもの安全見まもり隊、健全育成会、豊中南警察署や教育委員会児童生徒課の皆さんからお力添えをいただき、登下校の安全面でご配慮いただきました。保護者・地域の皆さまのお蔭をもちまして、児童はほとんど欠席することもなく、安心して元気に登校でき、通常の学校生活再開に向け徐々に活動を始めることができました。5月の分散登校と違って、「スタートアップ期間」では感染症予防に気をつけながら、当初の4時間授業から5～6時間授業、掃き掃除を中心とした清掃、給食、休憩時間の遊びをスタートさせました。授業時間はいきなり倍以上になり、午後の授業もありましたが、児童は姿勢を崩すこともほとんどなく意欲的に学習活動に取り組んでいました。給食も配膳方法などのルールをよく守り、スムーズに進めることができました。1年生の給食も始まりましたが、多くの教職員に見守られながら一歩ずつ自分たちでできることを増やしていくことができました。また、休憩時間には久しぶりに友だちと思いきり汗を流していましたが、北条小学校の伝統をしっかりと覚えていて、5分前には遊びをやめて自主的に教室に戻っていく児童の姿に感心させられました。さて、いよいよ来週から通常通りの学校生活を再開します。依然新型コロナウイルス感染症が終息することなく、自己と他者の命を守るためしっかり感染症対策を取りながらの学校生活となります。右記のことにつきまして、保護者の皆さまのご理解、ご協力をいただきますとともに、児童にも励行させていただきますよう、お願いいたします。



学校及び登下校中の携帯電話の取り扱いについて

「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」(本市ホームページ掲載)に則り、本校におきましても、児童の携帯電話の持ち込みを従来通り「原則禁止」とします。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、下記のルールの下、例外的に認めるものとします。必要がある場合、連絡帳に理由をご記入の上、担任にご連絡ください。学校で判断の上、可否について改めてご連絡いたします。

なお、昨年度許可を得ているご家庭につきましても、改めてご連絡いただきますようお願いいたします。

【詳細につきましては本市のホームページ(次のアドレス)をご参照ください。】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kyo_iin/jidoseito/keitaitoriatukai.html

- 児童在校中は、携帯電話を鞆の中等所定の場所に保管し、他の児童の目の届かないようするとともに、校内では絶対に使用しません。
- 登下校の際にも絶対に使用しません。(緊急の場合を除く。)
- 校内では、携帯電話を消音設定にし、バイブレーションも切った状態で保管します。
- 児童の携帯電話の所持については、保護者の責任の下において行い、破損や紛失、トラブル等については、学校は一切責任を負いません。
- 児童がルールを守らない場合や保護者のご協力が得られない場合は、許可を取り消すことがあります。

学校生活全面再開にあたってのお願いとお知らせ

1 お子様の健康状態の把握について

- 毎朝、検温するとともに、健康状態をご確認ください。
- 健康観察カードに、体温や体調を記入のうえ、毎日、登校時に持参させてください。

2 登校について

- 8:00～8:20の間に登校させてください。8:00から順次教室に入りますので、早く登校すると暑い中、校舎外で整列して待つことになります。
- 熱中症に気をつけながら、必ずマスクを着用して登校させてください。
- 水道水の飲用は禁止しています。熱中症予防のため、多めに飲用水を持参させてください。(スポーツドリンクを利用する場合は、お茶も必ず持たせるようにしてください。)

3 お子様に体調不良(発熱・せき等のかぜ症状、味覚・臭覚の異常等)がある場合について

- 出席停止とします。欠席扱いにはなりませんので、症状がなくなるまでご家庭で休養させてください。
- 同居の方に症状がある場合も(お子様に症状がみられなくても)、同様です。(※学校保健安全法第19条の規定に基づく措置です。)
- お子様や同居の方に下記【A】～【C】のいずれかの症状がある場合は、すぐに、かかりつけ医または「豊中市帰国者・接触者相談センター」等にご相談ください。あわせて、学校へもご連絡ください。

【A】息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

【B】基礎疾患がある方で発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

【C】上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状が続く(症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合はすぐにご相談ください。)

- PCR検査を受けられた場合は、検査結果を学校へご連絡ください。

- 以下の場合も出席停止とします。

- ・お子様が感染した場合・・・(期間) 専門医等が快癒を認める等、登校を許可される迄
- ・お子様が濃厚接触者と認定された場合・・・(期間) 保健所に指示された期間
- ・同居の方が濃厚接触者と認定された場合・・・(期間) 保健所に指示された期間

4 学校での感染予防対策について

次の点に注意しながら、学校での感染予防対策に取り組みます。

- 健康観察等を行います。
- 感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、流水・石けんによる手洗いの徹底、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行います。
- 換気は、気候上可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行います。
- 特に多くの児童が手を触れる箇所を中心に、下校後アルコール消毒を行います。

注意

◆暑くなってきた、校区内の用水路で遊ぶ児童が見られます。校区内の用水路は、児童の背が届かないくらい深い上、突然多量の水が出ると流されて溺れたり、マンホールに閉じ込められたりする危険性もあります。絶対に用水路やため池、川で遊ばないようにさせてください。

◆公園で多くの児童が遊ぶ姿が見られるようになってきました。ほとんどの公園にはごみ箱が設置されていません。家庭や他所から持ち込んだ食べ物の袋や飲み物の入れ物などのごみは必ず自宅に持ち帰らせるようにさせてください。児童がまき散らしたごみを地域の方が片付けて下さっているということを認識させてください。